

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票等の作成・現場掲示等について
～お知らせ～

令和5年5月
下 関 市

令和5年3月の資源有効利用促進法省令の一部改正により、建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認が義務化されますので、以下のとおり、お知らせします。

1 対象工事

500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事

2 事業者等の対応すべき事項

建設発生土の搬出を行う工事の受注者

(1) 再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）の作成時に、以下事項を確認するとともに、その結果を記載した、確認結果票等を作成する。

① 工事現場内の土壌汚染対策法の届出

② 搬出先の盛土規制法等の許可

(2) 建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知する。

(3) 確認結果票は、計画の一部として、施工計画書へ添付し、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、完成後5年を経過する日まで保存する。

(4) 計画の内容に変更があったときも、同様に(1)～(3)の対応をする。

3 適用基準日

令和5年5月26日以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用する。

4 その他

運用等の詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

山口県「建設発生土・適正処理の取組」

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/207515.html>)

国土交通省「建設発生土の搬出先計画制度」

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)